去費用、不要建物等撤去費用、測量・境界確定費用等を含むが、これらに限らない)、清算人費用、その他公租公課、特別清算手続に必要な費用等を除いた残額から、㈠清算株式会社が平成17年８月31日以降、福交商事株式会社又は美福商事株式会社からの受取手形により回収した金銭及びそれに対する利息（平成20年８月11日現在残高25,154,481円）を控除した金額を弁済原資として、平成17年３月28日付け「事業再建計画」上の各金融機関債権者の非保全債権額（後記「非保全債権額一覧」の通り）に応じて按分して支払う。但し、株式会社福島銀行については、上記按分支払いに当たって、後記「非保全債権額一覧」記載の非保全債権額から上記㈠の金額を控除した金額を按分の基準額とする。

③　協定債権者のうち株式会社福島銀行に対しては、上記②の弁済と同時に、上記②㈠の金額を支払う。

⑵　放棄

⑴の弁済時に、残余の一般債権についてはすべて免除を受ける。

３　一部の債権者の有する債権の放棄

高木産業株式会社、株式会社エスオーコーポレーション及び株式会社会津防災設備センター（いずれも清算株式会社の関係会社）は、本協定案認可決定確定を条件として、一般債権をすべて放棄する。

第４　共益的債権及び優先債権

協定債権者の共同利益のためにする裁判上の費用、清算業務遂行に要する費用などの共益的債権、国税徴収法又はその例により徴収することができる債権、裁判所から支払の許可を受けた債権は、随時弁済することができる。

弁済対象債権額一覧

東京都千代田区麹町三丁目４番地　トラスティ麹町ビル７階
アイ・アール債権回収株式会社
債権額　272,970,134円
福島県会津若松市大町一丁目６番22号
株式会社福島銀行会津支店
債権額　74,672,366円
東京都千代田区九段北一丁目13番５号
あおぞら債権回収株式会社
債権額　22,547,682円
福島県会津若松市中央一丁目１番30号
会津商工信用組合
債権額　485,350円
福島県会津若松市宮町７番42号
高木産業株式会社
債権額　49,604,007円
福島県会津若松市千石町４番16号
株式会社エスオーコーポレーション
債権額　8,971,680円
福島県会津若松市千石町４番４号
株式会社会津防災設備センター
債権額　5,965,218円
福島市上鳥渡字しのぶ台５番地の14
しのぶ台ニュータウン共用施設維持管理組合法人
債権額　3,200,000円
弁済対象債権額合計　438,416,437円

非保全債権額一覧（平成16年11月30日現在）

リサ企業債権回収株式会社（その後アイ・アール債権回収株式会社に対し債権譲渡）　263,113,000円
株式会社福島銀行　62,823,000円
あおぞら債権回収株式会社　21,800,000円
会津商工信用組合　0円
非保全債権額合計　347,736,000円

福島地方裁判所会津若松支部

監 督 命 令

平成２１年（再）第２号

長野県松本市大字笹賀3039番地
再生債務者　株式会社泉精器製作所
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　長野市県町484－１　ＢＯＡビル603　中村隆次・田鶴子法律事務所　弁護士　中村　隆次
平成21年８月24日　長野地方裁判所民事部

再生手続開始

平成２１年（再）第２１０号

東京都台東区台東４丁目８番７号
再生債務者　アサヒ真珠株式会社
１　決定年月日時　平成21年８月20日午後４時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年９月24日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成21年10月26日から平成21年11月２日まで

東京地方裁判所民事第20部

再生債権の特別調査期間

平成２１年（再）第１号

静岡市葵区流通センター16番
再生債務者　株式会社小池弥太郎商店
特別調査期間　平成21年９月28日から平成21年９月30日まで
平成21年８月21日

静岡地方裁判所民事第２部

再生手続による債権者集会招集

平成２１年（再）第８４号

東京都調布市入間町２丁目29番地29
再生債務者　秋元　邦夫
１　投票期間　平成21年９月７日まで及び平成21年９月15日午後２時30分債権者集会期日
２　債権者集会
⑴　期日　平成21年９月15日午後２時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
平成21年８月21日

東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２１年（再）第１４５号

東京都板橋区常盤台２丁目５番16号
再生債務者　日本アイディーシステム株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成21年８月10日付け再生債務者提出の再生計画案
２　投票期間　平成21年９月29日まで及び平成21年10月７日午前10時債権者集会期日
３　債権者集会
⑴　期日　平成21年10月７日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
平成21年８月21日

東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第３１号

大阪市西区新町１丁目３番19号
再生債務者　株式会社アールコモ
１　決議に付する再生計画案　平成21年８月18日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成21年９月30日午後３時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成21年９月16日
平成21年８月20日

大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成１８年（再）第２１２号

東京都中央区京橋３丁目４番２号
再生債務者　株式会社白金ゴルフ倶楽部
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成21年８月21日

東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第２５３号

埼玉県和光市本町16番５号
再生債務者　株式会社フロンテック
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成21年８月21日

東京地方裁判所民事第20部

再生計画変更

平成１９年（再）第２４１号

東京都渋谷区猿楽町12番20号
再生債務者　株式会社アゴスト
主文　本件変更計画案のとおりに再生計画を変更する。
平成21年８月24日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２１年（再イ）第１２号

栃木県真岡市熊倉町4781番地５
再生債務者　植木　輝雄
１　決定年月日時　平成21年８月20日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年９月10日まで
４　一般異議申述期間　平成21年９月24日から平成21年10月２日まで

宇都宮地方裁判所真岡支部